

令和 5 年 古殿町農業委員会 5 月定例委員会

1 開催日時 令和 5 年 5 月 15 日 (月) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (8 人) (7 人)

会長 農業委員 8 番 水野 和徳

委員 農業委員 1 番 根本 明 推進委員 1 番 石井 利行

農業委員 2 番 水野 晴夫 推進委員 2 番 小針 孝行

農業委員 3 番 矢吹 正勝 推進委員 3 番 瀬谷 國彦

農業委員 4 番 野崎 達哉 推進委員 4 番 岡部 雄一

農業委員 5 番 吉田 育市

農業委員 6 番 塩田 武雄

農業委員 7 番 水野 一男

推進委員 8 番 鈴木 良一

推進委員 9 番 長田 光以

推進委員 10 番 水野 幸栄

4 欠席委員 (3 人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 10 号 農地等の利用の最適化に関する指針について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫

主査 長田 賢一

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。

全員ご起立願います。お互いに「礼」

続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。

事務局に続いて、4 番目から 5 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。

ただいまから 5 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

○ 議長(会長)

『 会長あいさつ 』

○議長(会長)

出席委員は8名中 8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日、推進委員5番 小平美香委員、推進委員6番 荒川貢司委員
推進委員7番 本郷茂雄委員

より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長)

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。

農業委員3番 矢吹正勝委員、及び

農業委員6番 塩田武雄委員

を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長)

議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長)

日程第 2 議案第 9 号

農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長

今月の農地法第3条の許可申請は、 1 件でございます。

【議案第 9 号 1 番 朗読後、説明】

受付番号 1番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長)

ただいまの事務局説明1番について、地元委員から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

○5番委員

はい、一番最後のページの大きい地図を見てもらいたいと思います。[]という水色のところでございます。そこには、蔵や駐車場もあります。この現地確認は、5月13日午前8時、[]におきまして[]さん、[]さん、私として3人で確認してきました。この土地は昭和23年に[]さんの[]と[]さんの[]さんが[]で買った土地だそうです。その当時から蔵（農業用施設）があったそうです。蔵は明治中期くらいからあるのではとのこと。そして、[]さんの[]から[]さんが相続したということでございます。[]さんは自宅から相当離れているものですから、[]さんは自宅が申請地の目の前ということもあり、そういう面で[]さんに譲渡したいということ。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地元委員からの説明について、質疑はありませんか。

○2番推進委員

[]はどちらの土地になるのですか。

○5番農業委員

[]は[]さんの土地です。昔プロイラーが盛んな時にプロイラーをやったそうです。今は壊してあります。

○2番推進委員

障害にはならないんですね。

○5番農業委員

全然問題ありません。

○議長(会長)

ほかに質疑はありませんか。質疑を終わります。お諮りします。本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての1番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

日程第 3 議案第 10 号
農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長

【議案第 10 号 朗読後、説明】

農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、平成28年4月施行の農業委員会等に関する法律の改正規定により、農地等の利用の最適化の推進が必須業務となり、同法第7条第1項の規定で、最適化の推進の公正な実施と推進委員の活動の整合性を確保するため、指針を定めるよう努めなければいけないとされていることから、平成29年9月に指針を定めたところであり、また、指針の中で、農業委員及び推進委員の改選期である

3年ごとに検証・見直しを行うこととされおり、令和5年3月時点での現状を踏まえ、目標値を記載させていただいております。

なお、詳細については長田主査より説明させていただきます。

○長田主査

議案を見ていただきまして、私の方から主な変更点を申し上げます。大きくは変更ありませんが、「人・農地プラン」とされていた箇所が「地域計画」に変更されております。次に、目標が出てきておりますが、その評価の方法について追加してございます。また、地域計画の目標を達成するための役割が追加になってございます。以上です。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明について、質疑はありますか。

〈質疑なし〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声あり〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 10 号
農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

これで、本日の日程は全部終了いたしました。
5 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会

長

水野和徳

会議録署名人

天次正勝

会議録署名人

指田武雄